介護保険事業 (支援) 計画について

ている。 計画を策定 (支援) る介護保険事業 p لدُ 温 ₩ 年間; က 保険給付の円滑な実施のため、

令和 6 年厚生労働省告示第18号 期指針 ග 国の基本指針(法第116条、

る総 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定す 国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める 介護保険法第116条第1項に基づき、 合確保方針に即して、 0

※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- の設定 (日常生活圏域) 区域 O
- (冈斟种) 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み 0
- 各年度における必要定員総数(区域毎) 0
- ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができ

をなる。

书英密

〇市町村長は

保険料の設定等

〇保険料の設定

- 各年度における地域支援事業の量の見込み 0
- 重度化防止等の取組内容及び目標 介護予防 0

その他の事項 0

画 (法第118条) 都道府県介護保険事業支援計

- の設定 (老人福祉圏域) **対** 区 O
- (冈斟伸) 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み 0
- 0
- 地域密着型特定施設 各年度における必要定員総数(区域毎) ※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特5 入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- その他の事項 0 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標 0

基盤整

O都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数をはえる場合に、指定等をしないことができる。

11